

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 九度山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	36.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	211.4%
全職員	51.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	非公表
本庁課長補佐相当職	31.7%
本庁係長相当職	26.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	124.6%
31～35年	11.8%
26～30年	19.5%
21～25年	9.8%
16～20年	213.1%
11～15年	70.7%
6～10年	32.8%
1～5年	85.2%

【説明欄】

- ・2(1)「本庁部局長・次長相当職」は該当する職員がいないため、「－」と表示しています。
- ・2(1)「本庁課長相当職」は女性職員が1名であるため、非公表としています。
- ・全職員の男女比は7：3であるところ、近年の女性の新規採用者を増やした結果、勤続年数16～20年以下の区分に占める職員の女性の割合が約8割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。